

教育研究用電子情報整備支援機構について

平成16年7月27日
社団法人私立大学情報教育協会

1. 目的

経常費補助金の「教育研究情報利用経費補助」の活用を普及推進するため、大学連携による共同購入を組織化し、電子ジャーナルおよびデータベース等利用料の負担軽減と購入利用条件の改善を図る。

2. 活動内容

- ① 利用料および購入利用条件の情報交流（データベース化）
- ② 購入利用規模の把握と利用料・購入利用条件の大学間調整
- ③ 利用料・購入利用条件の改善交渉
- ④ 利用料の負担軽減と購入利用条件の改善に伴う相談・助言

3. 機構の構成および運営

- ① 加盟・非加盟大学に参加を募集し、参加大学で構成する全体会で共同購入機構を設立する。
- ② 機構の責任者は、本協会の会長とする。事業の執行は、協会理事会の役員が担当するが、活動の主体は幹事校による幹事会が中心になって対応するものとする。
- ③ 幹事会は、利用料の負担軽減と購入利用条件の改善を図るための対応策および必要事項について企画・立案し、参加大学との意見調整を行う他、他の関係機関と連携協力し、事業を展開する。なお、交渉の仲介など幹事会が必要と認める場合は、本協会賛助会員の協力を得ることができる。
- ④ 機構運営に伴う事務局は、本協会事務局が所掌する。

4. 会議の運営

- ① 幹事会は、議長1名と副議長2名および幹事校で運営する。議長と副議長は、幹事校の互選により選出する。
- ② 幹事会は、本年度に取り組むべき活動と活動日程を決定し、交渉企業別の行動計画をグループで分担し、全体会に提案する。
- ③ 全体会は、年に1回開催し、幹事会の提案を協議し、目的達成のための行動計画に参加する。
- ④ 幹事会と参加大学との連絡は、メーリングリストにより送信し、情報の漏洩に配慮する。
- ⑤ 国立・公立大学法人とも必要に応じて連携し、目的達成に努める。
- ⑥ 機構に関する情報をWebサイトに掲載し、関係者の共通理解の促進に努める。
- ⑦ 機構の運営費は本協会負担とするが、活動に伴う個別経費は参加大学の支弁とする。

5. 出版元との交渉

- ① 他機関（私立大学図書館コンソーシアム、日本医学図書館協会、日本薬学図書館協議会等）と連携し、重複を避ける。その際、共同購入機構の参加大学と3機関との連絡を密にし、交渉の成果達成に協力する。
- ② 3機関が取り扱っていない分野・物件については、共同購入機構で新グループを形成し、交渉する。
- ③ 新グループは、参加大学の互選により座長を選出し、交渉する。なお、交渉の円滑化を図るために必要に応じて賛助会員の協力を得ることができるものとする。